

4 M変更管理ガイドライン

変更区分	対象分類	変更内容	備考
生産設備	新規設置、 改造、増設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備に対する新規設置、改造、増設する場合 (試験設備、治工具、金型含む) ・ 委託先での変更含む 	メーカー標準品は除く
材料変更	部品、材質、メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入先の変更 ・ 外観の違い ・ 形状変更 ・ 表示変更 ・ 材質変更 ・ 規格に抵触する変更 (RoHS、電安法、UL、CSA、他) 	金ワイヤ→銅ワイヤ 金メッキ→錫メッキ
工場変更	工場移管、追加 生産委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場変更 (生産場所) ・ 外部委託および委託先変更。 ・ 規格に抵触する変更 (RoHS、電安法、UL、CSA、他) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業者50% ・ 工場変更 ・ 外部委託 ・ 事業譲渡、合併、買収を含む
工程変更	工程順序、 変更、追加、省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程での順序変更、改良、追加、省略 ・ 委託先での変更含む ・ 一部工程の移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能動作試験省略 (性能測定で担保) ・ 一部工程を外部委託 (サブ組立工程)
工法変更	条件、手順、 新規工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存工法に改良、変更を実施する場合 ・ 新規工法に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組立工法変更 (手作業→機械化)

注) ※ 4 M変更申請事業者において、その他の資料がある場合は提出のこと。